「生活保護法による保護の基準の一部を改正する件」の制定に際し、
意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年７月23日
厚生労働省
社会・援護局保護課

生活保護法（昭和25年法律第144号）第８条第１項の規定に基づき、生活保護については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）によりその基準を定めることとしております。当該基準については国民の消費動向や他制度による給付の額、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で、毎年度所要の改正を行うとともに、保護基準のうち生活扶助基準については、５年ごとに生活保護基準部会において定期的な検証が行われ、その検証結果を踏まえた所要の改正を行うこととしています。本件は、「予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等」（行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第３号）に該当することから、意見公募手続を実施いたしませんでした。

【参照条文】

◯行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）

第39条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二　（略）

三　予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八　（略）